

三春町いじめ防止基本方針

三春町・三春町教育委員会

平成 2 8 年 4 月 1 日

〔令和 3 年 6 月 2 5 日一部改正書面表決〕

〔令和 6 年 8 月 2 8 日一部改正〕

目 次

はじめに	・・・ 1
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	・・・ 2～6
1 三春町いじめ防止基本方針策定の目的	
2 町のいじめ防止対策の基本理念	
3 いじめの定義	
4 いじめの理解	
5 いじめの防止等に関する基本的考え方	
第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	・・・ 7～19
1 いじめ防止等のために町及び町教育委員会が実施する施策	
2 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	
3 重大事態への対処	
第3 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項	・・・ 20
その他資料 組織図	・・・ 21

はじめに

平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」（平成25年）法律第71号。以下「法」という。）が公布され、同年9月28日に施行された。

この法律は、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものである。

また、法第11条において、「文部科学大臣が、いじめの防止等のための基本的な方針」を策定することとされていることを受け、平成25年10月11日、国の「いじめ防止等のための基本方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定された。さらに、いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目安として検討が加えられ、平成29年3月14日、国の方針が改定されるとともに、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定される等、その見直しがされた。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本町においては、震災により子どもたちがこれまでとは違った生活環境で過ごし、また、避難している住民の子女も通学していることから、心の教育やいじめ防止のための取組の重要性が高まっている。

三春町いじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、町・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 三春町いじめ防止基本方針策定の目的

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

法第12条の規定に基づき、三春町（以下「町」という。）の実情に合った、いじめの防止等のための対策（以下「いじめ防止対策」という。）を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

2 町のいじめ防止対策の基本理念

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であることから、「第7次三春町長期総合計画後期基本計画」、「三春町第1期教育大綱」を踏まえ、町の実情にあった三春町ならではのいじめ防止対策を推進する。

第7次三春町長期総合計画「将来像」

「豊かな自然・歴史・文化に生まれ未来に輝く元気なまち 三春」
～いつまでも住みよい自慢し合えるまちづくり～

三春町第1期教育大綱

「学び、つながり、未来を拓く、三春の教育の創造」



いじめ防止の基本理念

- (1) いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめまたはその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることを全ての児童生徒に認識させるとともに、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

3 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法第2条で定められているとおり、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、次の6点を踏まえることが大切である。

- (1) いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用すること。
- (4) けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、児童生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- (5) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- (6) 教員の指導なくして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応が可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

4 いじめの理解

- (1) どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやしたてたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。
- (6) 特に配慮が必要な児童生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
 - ウ 性同一性障害や性的志向・性自認にかかる児童生徒
 - エ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) いじめの防止

- ① 学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての児童生徒が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境づくりに努める。
- ② 保護者は、家庭において、子どものいじめを許さない心を育てるために、善悪の判断や正義感、思いやりの心等を育むとともに、日頃から子どもが悩み等を家庭で相談できる雰囲気づくりに努める。
- ③ 町及び教育委員会は、いじめ問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。

このため、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってつも、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。

- ② いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。

(3) いじめへの対処

- ① いじめがあることが認識された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うとともに、家庭や町教育委員会への連絡・相談を行ったり、事案に応じ、関係機関との連携を図るなど、組織的な対応を行う。
- ② 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

(4) 地域や家庭との連携

- ① 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭が連携した対策を推進する。
- ② より多くの大人が子どもの悩み相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や学校の設置者と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であるため、日頃から、双方の担当者が、情報を共有できる体制の構築に努める。

第2 いじめ防止等のための対策・内容に関する事項

1 いじめの防止等のために町及び教育委員会が実施する施策

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

(1) 町及び町教育委員会におけるいじめ防止等の対策組織の設置

①「三春町いじめ問題対策連絡協議会」

学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、「三春町いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

構成員は、町校長会、町教育委員会、学識経験者、町民生児童委員、田村警察署、県中児童相談所、町役場部局（子育て支援課）、町幼小中 PTA 連絡協議会などとする。

いじめ問題対策連絡協議会における地域関係機関等との連携を通じ、いじめの重大事態の調査を行うための「三春町いじめ問題対策委員会」の委員を確保する。

「三春町いじめ問題対策連絡協議会」は主に以下の事項を協議するものとする。

- いじめ問題等、生徒指導上の諸問題に対する具体的な方策に関すること。
- いじめ問題等に対する指導についての調査、研究に関すること。

(2) 「三春町いじめ問題対策委員会」(第三者調査委員会)の設置

- ① いじめの重大事態の調査を行うため、「三春町いじめ問題対策委員会」を設置する。この「三春町いじめ問題対策委員会」には、構成員として教育、法律、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者等の参加を図り、学校のいじめ問題に対応する組織を設置する。
- ② 「三春町いじめ問題対策委員会」は主に、以下の内容を担うものとする。
 - 町立学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなど問題の解決を図る。
 - 町立学校におけるいじめの事案について、学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う必要がある場合に当該調査に当たる。

(3) いじめの防止等のための取り組み

- ① 道徳教育の充実
各学校における道徳教育を推進する教員を中心とした指導体制づくりや道徳の時間における多様な指導方法等の工夫、道徳の授業公開の積極的な実施、家庭や地域社会との連携の強化等を行い、地域の伝統や歴史を踏まえながら、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の充実を図る。
- ② 体験活動の推進
児童生徒の発達段階に応じて、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、自然体験活動、集団宿泊活動、職場体験活動、ボランティア活動、社会奉仕活動、交流活動などを行うことにより、思いやりのこころや規範意識などの育成を図る。
- ③ 少人数教育によるきめ細やかな指導
少人数教育を推進し、教員が子ども一人一人に向き合い、子どもたちが抱える課題やその背景を的確に把握し、それらにきめ細かく対応することにより、不登校やいじめ等の未然防止に努める。
- ④ 相談支援体制の整備
臨床心理に関する高度な専門性を有するスクールカウンセラーの配置や教員の教育相談に関する資質を高めるための研修の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にし、子どもたちや保護者の多様化する悩みに対応できる相談体勢の整備を推進する。
また、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制が児童生徒から活用されるよう、積極的に周知を図る。
- ⑤ いのちやこころを大切にする性に関する指導の充実
各学校において、いのちやこころを大切にする性に関する指導を通し、児童生徒の発達の段階に応じた性に関する指導を推進できるよう、教員に対する研修を充実するとともに、関係機関との連携協力のもと、専門家を各学校に派遣する事業を実施することなどにより、適切な意志決定や行動選択ができ、自分や他者を大切にする気持ちを持つこころ豊かな児童生徒の育成を進める。

⑥ 情報モラル教育の推進

インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得るなど、重大な人権侵害にあたり、被害者に深刻な傷を与えかねないことを、児童生徒に対し具体的に理解させる。また、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進するとともに、保護者に対しても、インターネットを通じて行われるいじめの現状や対策についての周知に努める。

⑦ 地域ぐるみによる学校支援の促進

教員や地域の大人が子どもと向き合う時間を確保するとともに、地域の人々によるボランティア活動等と連携し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを促進する。

学校運営協議会との連携を図り、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。

⑧ 子育てに関する学習機会等の充実

保護者が子育てに関するさまざまな知識や情報、心構え等について学習する機会の充実を図るとともに、大人と子どもの関わりを充実させるための取組を推進する。

⑨ 家庭教育力の向上のための支援体制の充実

保護者に対して、家庭教育に関するわかりやすい情報提供を進めるとともに、地域における子育て・家庭教育の支援員等の資質向上に取り組むなど、子育て・家庭教育支援を推進するための体制づくりに努める。

⑩ 学校と家庭の連携の促進

町幼小中PTA連絡協議会等の活動に対する支援などにより、各学校のPTA等が行っている、学校と家庭の連携による家庭教育に関するさまざまな取組を促進する。

⑪ 学校における学校評価や保護者・地域住民等への情報提供の充実

学校においては、学校運営協議会等を活用した外部評価等を実施し、各学校における学校評価の取組の充実を図る。

学校・家庭・地域の連携を図るため、保護者や地域住民に対し、学校通信やホームページ等を通じた積極的な情報提供に努める。

2 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は、国及び地域基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定めるとともに、学校のホームページなどで公開する。

学校基本方針には以下の内容を盛り込む。

- ① いじめの防止等の対策のための組織
- ② いじめの未然防止のための取組
- ③ いじめの早期発見のための取組
- ④ いじめに対する措置
- ⑤ 年間計画
- ⑥ 評価と改善

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策組織の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校において組織的にいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に取り組むため、中核となる常設の組織を置く。

また、いじめに対しては、学校が組織的に対応することに加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等に参加を求め、適切に対応する。

① 組織の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う役割

- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための役割

② 留意事項

- いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応することが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有、分析を行う役割を果たすため、教職員にささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えでも、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談するよう求めるとともに、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。
- 当該組織を構成する法第22条の「当該学校の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効である。
- 当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

なお、第28条第1項（P13）に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなど、適切に対応する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの防止

- いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。
- 未然防止を図るためには、児童生徒に、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせることが大切であるため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を主体的に捉えることができる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に努める。
- 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 各学校は、学校の基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施やそれらの結果の検証および組織的な対処方法について定めておく必要がある。
- 学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

③ いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

A いじめの行為が止んでいること

(いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当の期間継続している。)

B 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(いじめの再発も想定し、日常的に注意深く観察する必要がある。)

3 重大事態への対処

(1) 調査を要する重大事態

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 調査を要する重大事態

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき (同時に警察への通報も検討する)

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

- ・ その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- ・ 重大事態に該当するにも関わらず、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならず、対象児童生徒への支援や関係児童生徒への指導及び支援等も行われなければならない。
- ・ 重大事態調査は、対象児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部的に示さないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、対象児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、例えば関係児童生徒等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど、調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。また、調査報告書を公表しないことも考えられる。

(2) 重大事態の報告（1ヶ月目安）

学校は教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

- ① 第 28 条（P13）の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

- ② 学校の設置者は、学校から重大事態の発生について報告があった場合は、

その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

- ・調査の主体は、学校が主体となって行う場合と学校の設置者が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。
- ・学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制（スクールロイヤー）を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られるようにしておく。

- ③ 学校が調査主体となる場合、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(4) 調査を行うための組織

学校が組織した「学校いじめ対策組織」に適切な専門家を加えた組織又は学校の設置者が設置した「三春町いじめ問題対策委員会」において調査を行う。

ただし構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合には、その者を除き、公平性・中立性を確保する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- いつ（いつ頃から）
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
- 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。
- いじめた児童生徒に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめ

られた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携して、対応に当たる。

- ② 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合の留意点

- 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

〈児童生徒の自殺が起こった場合の調査〉

自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ① 背景調査にあたり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限り丁寧に遺族に説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限り丁寧な説明を行う。
- ③ 学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り丁寧に説明を行う。
- ⑤ 背景調査においては、できる限り速やかに、偏りなく資料や情報を収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑥ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑦ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童

生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

（６）調査結果の提供及び報告

- ① 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

情報の提供に当たっては以下の点に留意する。

- 学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

- ② 調査結果については、教育委員会を通じて町長に報告する。

上記①の説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に提出する。

（７）調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

- ① 調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「三春町いじめ問題調査委員会」を設置し、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

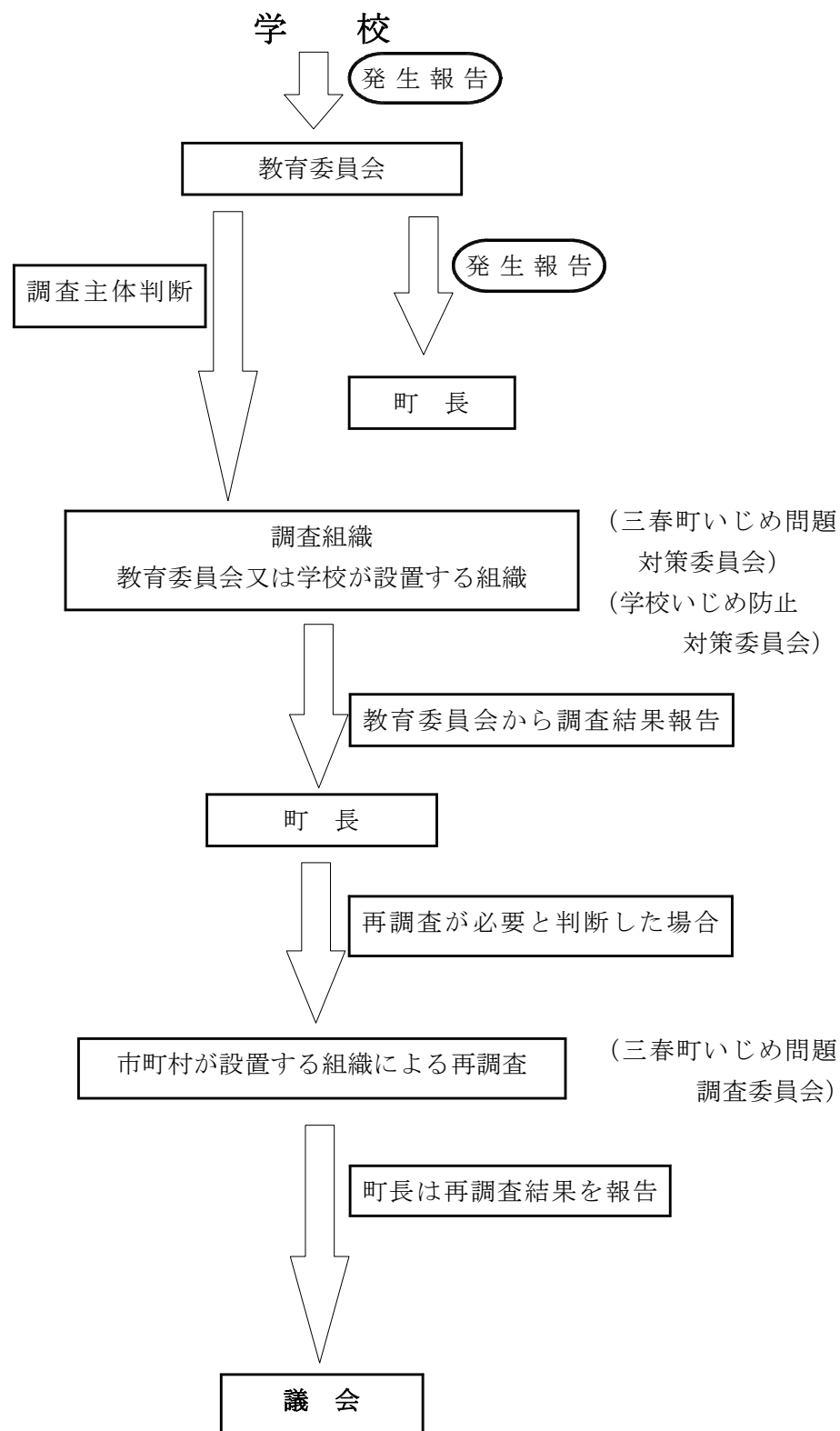
再調査についても、学校の設置者又は学校等による調査同様、再調

査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

- 町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- 再調査を行った場合には、法第30条第3項に基づき、町長はその結果を議会に報告しなければならない。

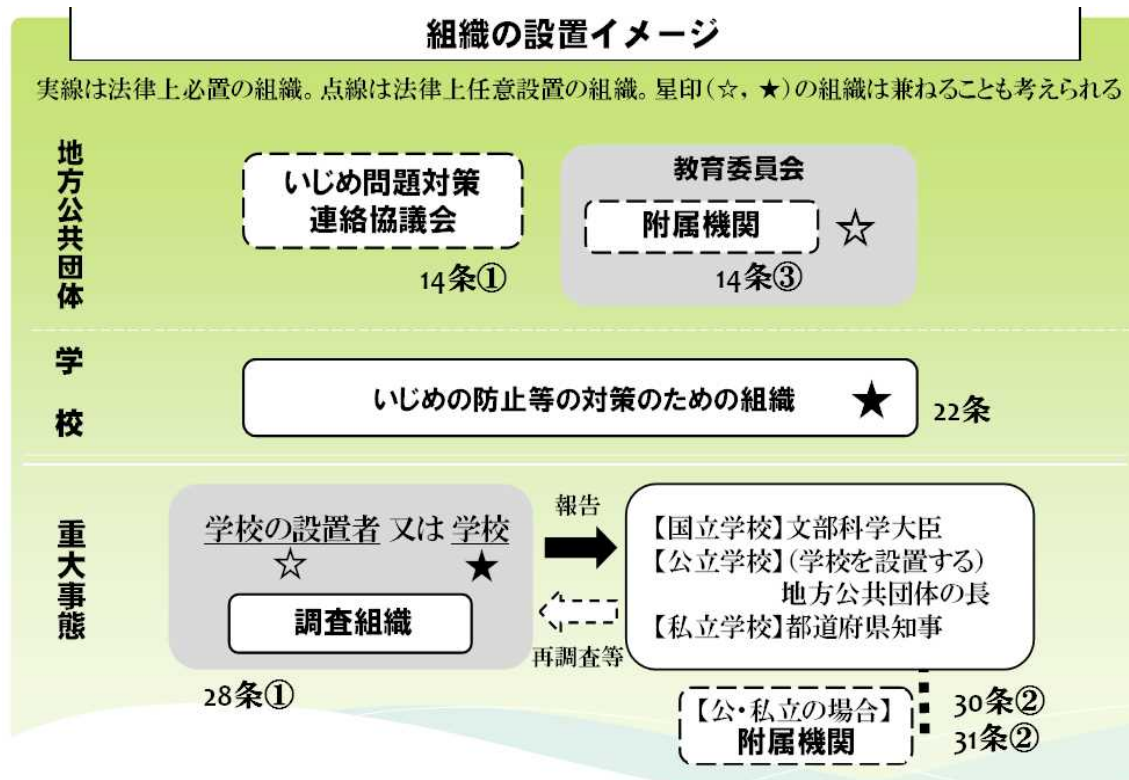
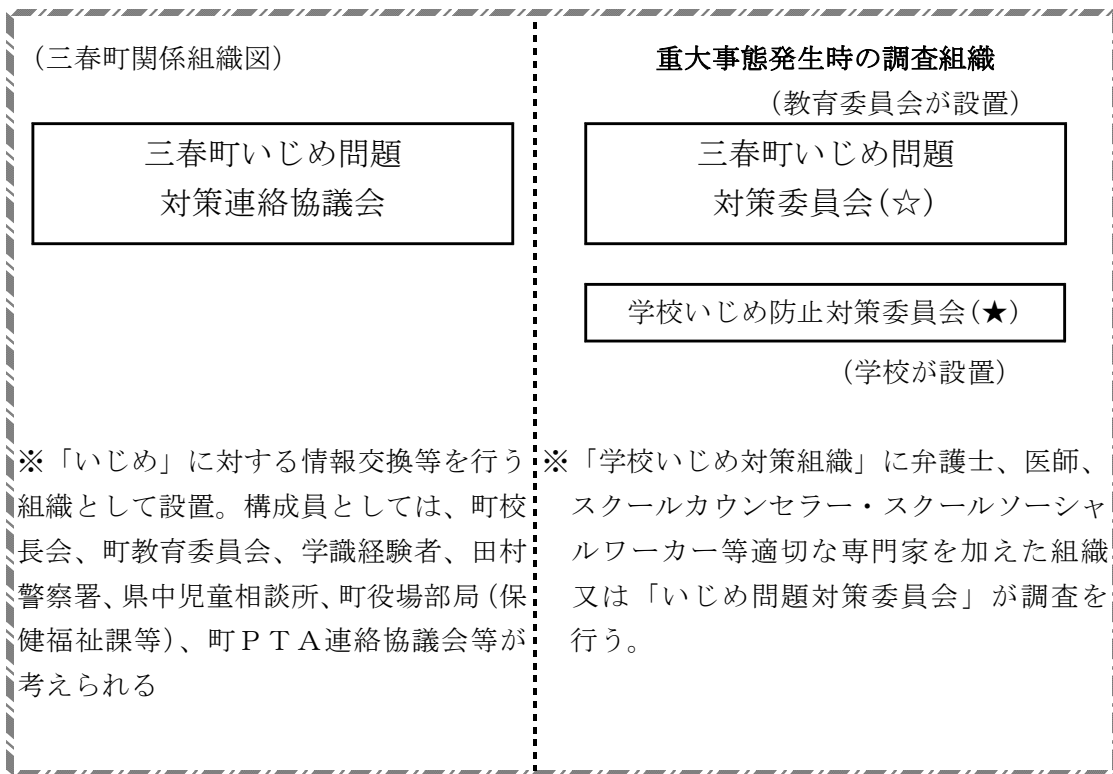
重大事態への対応フロー図



第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

町及び町教育委員会は、法の施行状況や国の基本方針や県の基本方針の変更等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

加えて、町及び町教育委員会は、学校における学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認し、公表する。



【星印の組織を兼ねることとする場合の留意事項】

☆：附属機関の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる

★：法第22条に規定する組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる